○○市町村森林管理規定（例）

令和〇年〇月〇日

○○市町村第△号

第１章 目的及び方針

（趣　旨）

第１条　森林経営管理法（平成30年法律第35号）第33条による市町村森林経営管理事業に関しては、森林経営管理法及び他の法令に定めるもののほか、この規定の定めるところによる。

（目　的）

第２条　森林所有者から委託を受けた森林を適正に管理し、法令の遵守、森林管理を通じて住民の福祉の増進を図ることに努めなければならない。

２　市町村森林経営管理事業は、林業経営に適さない森林と経営管理実施権を設定できていない森林を対象とする。

３　市町村森林経営管理事業は、地域基盤の保全及び地域の環境保全を図ることを旨とし、地域の防災・減災、生活環境保全に資する事業を実施しなければならない。

（集積計画との整合）

第３条　本規定は、森林経営管理法第4条及び森林経営管理法施行規則第2条による経営管理集積計画の森林及びその計画内容と齟齬があってはならない。

（管理方針）

第４条　経営管理は、森林法、森林経営管理法及び市町村森林整備計画に従い、特に次の各号に掲げる事項を推進することに努めなければならない。

（1）　地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させる事態の恐れがある森林の適正な整備に努める。

（2）　森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域においては、森林の適正な整備に努める。

（3）　地域住民の共有の財産となる生態系としての森林の重要性を踏まえ、生物多様性の保全に努める。

（4）　地域住民の共有の財産となる文化財（埋蔵包蔵文化財）等及び地域住民の憩いと学びの場、又は豊かな自然景観や歴史的風致を構成する森林の整備に努める。

（5）　現に有する水源の涵養の機能に依存する地域においては、森林の適正な整備に努める。

（6）　自然的条件が良く経済的に成り立つと見込まれるものの民間事業者に経営管理実施権を設定できていない森林は、健全な状態で長伐期に移行させる整備に努める。

（管理森林の区画）

第５条　管理森林区画は、市町村森林整備計画による次の各号に掲げる区分によるものとする。

（1）　林班

（2）　小班

（3）　施業番号

２　施業番号は、次号の該当する部分がある場合において、整理番号を分けるものとする。

（1）　樹種又は作業法が異なる部分

（2）　林齢、地位、地利が著しく異なる場合

（3）　土地の利用区分が異なる部分

（管理森林の機能類型）

第６条　市町村森林経営管理事業による森林は、次に掲げる類型に区分するものとする。

（1）　防災・減災型

（2）　生活環境型

（3）　自然維持型

（4）　長伐期型

２　防災・減災型は、地域住民の安全・安心を第一とすべき森林をいう。

（1）　山地災害防止タイプ

（2）　水源を守る水源涵養タイプ

（3）　ニホンジカ・ツキノワグマなどの棲み分けを行う野生獣害対策タイプ

（4）　松くい虫やカシナガ被害林を対象とする病虫害対策タイプ

３　生活環境型は、地域住民の憩いと学びの場、豊かな自然景観の風致、歴史的・文化的財産を維持する森林をいう。

（1）　森林空間利用タイプ

（2）　里山または住宅地に隣接する住民の快適な生活環境（竹林の拡大防止を含む）を保全する快適環境形成タイプ

４　自然維持型は、生態系としての森林の重要性を踏まえ、生物多様性保全機能の発揮を第一とすべき森林をいう。

（1）　自然の力に委ねる森林

（2）　生態系としての森林の重要性を踏まえた生物多様性の保全を図る必要がある森林

５　長伐期型は、自然的条件が良く経済的に成り立つと見込まれるものの民間事業者に経営管理実施権を設定（配分）できていない森林を健全な状態で長伐期に移行させる長伐期施業を実施する森林をいう。

第２章　管理計画

（管理計画）

第７条　管理計画は、市町村森林整備計画に準拠し、特に次に掲げる事項について、管理森林施業実施計画（以下「実施計画」という。）により管理を行うものとする。

（1）　主要施業に関する事項

（2）　管理森林の維持及び保存に関する事項

（主要事業）

第８条 市町村森林経営管理事業における主要事業は、次に掲げる事項とし、実施計画において細目を記載するものとする。

（1）　複層林誘導

（2）　針広混交林誘導

（3）　長伐期施業

（4）　森林利用空間林

（5）　自然維持

（6）　その他

（管理森林の維持及び保存）

第９条 市町村森林経営管理事業における主要事業の実施に関しては、次に掲げる事項とし、実施計画において細目を記載するものとする。

（1）　巡視に関する事項

（2）　立木の衰退、土壌の流出、地形の変動等が認められた場合の対処事項

（3）　その他必要な事項

（事業経費）

第10条　事業実施経費は、森林環境譲与税等を活用して実施するものとする。

２　事業実施経費には、長野県森林（もり）の里親促進事業の支援金、友好都市・姉妹都市締結の自治体からの支援金を活用することができる。

３　事業実施により発生した収益は、事業を実施するための財源として森林環境譲与税等の基金に積み立て、歳入予算に計上し、実施する経営管理に要する経費に充てることができる。

（管理期間）

第11条　森林所有者から委託を受けた管理森林の管理期間（存続期間）を定めることとする。

（整備完了後の処置）

第12条　市町村長は、市町村森林経営管理事業が当該森林の公益的機能の発揮のために実施され管理期間（存続期間）を満了した場合は、必要に応じて当該森林の保安林指定について、県と調整を行う。

（変更手続）

第13条　市町村長は、管理森林の現況、経済事情等に変動があった場合において、必要と認めるときは、管理計画を変更することができる。

第３章　管理森林施業実施計画

（実施計画）

第14条 市町村長は、市町村森林整備計画に即して、森林経営管理制度における市町村森林経営管理事業森林の管理森林施業実施計画を定め、適正に運用しなければならない。

２　実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）　管理森林の区画の所在、名称及び区域

（2）　管理期間

（3）　管理森林の機能類型

（4）　現在の森林状況

（5）　目標林型

（6）　施業方法（施業種・伐採等方法）

（7）　その他必要な事項

第15条　市町村長は、管理簿（別表1）を作成し、管理する森林ごとに前条第２項の項目についてすべて掲載するものとする。

２　経営管理集積計画は単年度だけでなく年度ごと継続して作成されるため、管理簿は年次ごとに管理できるものとする。

３　森林経営管理法第4条及び森林管理法施行規則第2条による経営管理集積計画の内容と整合を図るものとする。（管理森林の区域）

第16条　管理簿に、その所在地、森林計画制度における林班、小班、施業番号、樹種、林齢、面積を明記するものとする。

（管理期間）

第17条　管理森林は、管理簿に管理期間（存続期間）を明記するものとする。

（管理森林の機能類型）

第18条　管理森林は、管理簿にそれぞれ第6条の管理森林の機能類型を記載するものとする。

２　第6条2項から5項に示す機能タイプを明記する。

（現在の森林状況）

第19条　管理簿にそれぞれの委託を受けた時期の森林について、次に掲げる事項を記載するものとする。

（1）　林況（主要構成樹種、林分密度等）

（2）　森林被害の可否（枯死・枯損・獣害等）

（3）　土壌侵食の可否

（4）　その他の現象

（目標林型）

第20条　管理簿にそれぞれの管理森林について、次に掲げる目標とする林型を記載するものとする。

（1）　複層林

（2）　針広混交林

（3）　長伐期施業林

（4）　森林利用空間林

（5）　自然維持林

（6）　その他

２　複層林とは、森林を構成する林木を部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林（施業の関係上、一時的に単層となる森林を含む。）として成立させ、維持する施業（育成複層林施業）を行い、将来的に針広混交林に誘導する森林をいう。その過程の二段林、多段林を含む。

３　針広混交林とは、針葉樹と広葉樹が混じり合った混交の森林（施業の関係上、一時的に単層針葉樹となる森林を含む。）として成立させ、維持する施業を行う森林をいう。

４　長伐期施業林とは、標準伐期齢のおおむね2倍以上に目標林型を定めた森林として成立させ、維持する施業を行う森林をいう。

５　森林利用空間林とは、森林空間を利用しての散策、レクリエーション活動、自然体験学習等の場として提供されている森林又は文化財などと共生する森林をいう。

６　自然維持林とは、生物多様性及び人為的攪乱を控えるべき森林で、自然維持を図る森林については、保護を図るべき対象の特性等に応じて必要なものを除き、伐採を行わない森林をいう。

（施業方法）

第21条　管理簿にそれぞれの管理森林について、目標林型への誘導のための施業種・伐採等方法を記載するものとする。

（1）　間伐

（2）　択伐

（3）　皆伐（更新伐）

（4）　植栽

（5）　その他

２　間伐とは、育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて、育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業で、複層林及び針広混交林、長伐期に誘導する施業における光環境の調整（受光伐）作業を含む。また、森林利用空間林の整備に適用する。

３　択伐とは、森林内の樹木の一部を抜き伐採する作業で、群状または帯状に小面積を伐採する方法又は一時に全部を切らず、数回に分けて切る方法で漸伐作業を含む。

４　皆伐とは、当該森林が現状ではその機能を発揮できず、今後も機能が発揮できない劣悪林を構成する林木の全部または大部分を一時に伐採する作業（改良）で、病虫害（松くい虫被害等）の更新作業も含む。

５　植栽とは、複層林及び針広混交林への誘導において、必要に応じて苗木を植えこむ植樹造林作業で、その立地条件に適した「適地適木」による植栽をいう。樹種植栽本数等は市町村森林整備計画に準拠する。

（事業実施における伐採木）

第22条　前条2項から4項の施業においては、伐採木の処分は適正に行われなければならない。

２　伐採木の搬出が可能な場合は、資源の活用の視点から販売を行うものとし、事業実施により発生した収益は第10条によるものとする。

（事業実施における路網整備）

第23条　第20条の施業において、森林作業道を実施する場合は、林地保全に努め、壊れにくい路網を作設しなければならない。

２　作設する路網の規格は、「長野県森林作業道作設指針」及び「長野県森林作業道作設マニュアル」による。

（事業の実施）

第24条　事業は、第15条の管理簿に基づいて実行するものとする。

２　事業の実施にあっては、森林法第 10 条の8第1に項示される伐採の届出書を提出するものとする。

（施業沿革）

第25条　担当部課の長は、毎年度、当該年度の事業の実行の結果等を管理簿に記録しなければならない。

（管理森林の維持・保存）

第26条　管理森林について、巡視（モニタリング）実施要領を定め、毎年度1回以上の定期的巡視確認を行うものとする。

２　森林の状態及び森林作業道等路網の状態を確認し、巡視確認にあっては、現地踏査、ドローン空撮等、最も有効な方法とする。

３　巡視確認の結果は、巡視（モニタリング）記録簿（別表3-1）として記録し、管理期間（存続期間）保管を行うものとする。

４　巡視確認において、当該森林に立木の衰退、土壌の流出、地形の変動等が認められた場合及び森林作業道等の路網に変状が認められた場合は、森林被害報告（別表3-2）に記録し、現象に対した対策を速やかに検討するものとする。

５　森林火災の防止に努め、管理森林に隣接する森林についても森林火災防止の普及・啓発を行うものとする。

第４章　情報公開及び報告

（公開）

第27条　市町村長は、毎年度、市町村森林経営管理事業対象森林の現況及び事業の進行状況を明らかにするため、市町村ホームページ等により広く情報を公開するものとする。

（報告）

第28条　市町村長は、森林経営管理法の第49条に基づき、市町村森林経営管理事業の実施面積（施業の種類別の内訳含む。）の報告を求められた場合は、長野県経由で林野庁長官に提出しなければならない。

第５章　雑則

（単位）

第29条　計画書に用いる単位及び単位未満の端数の処理は、原則として次によるものとする。

（1） 面積は、ヘクタールを単位とし、小数点以下第三位を四捨五入する（長野県森林計画区画最小単位：施業番号）。

（2）　材積は、立法メートル（竹については、束）を単位とし、単位未満を四捨五入する。

（3） 路網等の延長及び幅員は、メートルを単位とし、延長にあっては単位未満を四捨五入し、幅員にあっては小数点以下第一位未満を四捨五入する。

（実施細則）

第30条　この規定を実施するために必要な細目は、市町村長が定める。

附則

１ この規定は令和○年〇月〇日から施行する。